

高知県移住促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県移住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するNPO等（以下「補助事業者」という。）が行う移住を促進するための取組に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- （1）県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- （2）宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、別表1に定める事業実施基準を満たす事業とする。

2 補助対象とする事業期間は、原則として単年度とする。

（事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助事業者、実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の

交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （2）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- （3）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
また、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （4）補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （5）県税の滞納がないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の着手）

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定通知に基づき行われなければならない。

（補助事業の重要な変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助事業は、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- （1）補助事業の新設又は廃止
- （2）補助事業の完了予定年月日の延期
- （3）補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- （4）補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に知事に協議を要する。）

（繰越承認の申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある

場合は、別記第3号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了し、又は廃止した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、実施を予定していた事業が、補助事業者の責めに帰すことなく中止となったこと等に伴い、補助事業が予定より早期に完了することとなった場合については、「補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日」を「補助事業の早期完了の事実が発生した日」と読み替える。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）

(2) 補助事業の経費に係る領収書（請求書）の写し

(3) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、平面図等）

3 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第5号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、第1項の実績報告書又は第3項の年度終了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第14条 知事は、第12条第1項の規定により実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 知事は、第12条第3項の規定により年度終了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る当該報告時点における補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械及び機具等のうち、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の定める耐用年数を経過していないもの（以下「施設財産等」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

3 補助事業者は、施設財産等について、その管理状況を明確にするため、別記第 8 号様式による財産管理台帳を作成し管理しなければならない。

4 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第 12 条第 1 項の実績報告書に別記第 9 号様式による財産管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 5 年間、補助事業成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めることができる。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 号第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条、第 12 条第 4 項及び第 5 項、第 15 条、第 16 条並びに第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成 24 年度以降に交付決定を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、改正前の要綱における第 15 条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 22 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業実施基準

- 1 補助対象事業
- 公用施設の整備、施設等の維持管理に係る事業及び国、県等の補助事業として採択された事業については、対象としない。

2 事業採択基準

区 分	採 択 基 準
N P O等支援事業	ア 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。 イ 県の移住促進事業との整合性があること。 ウ 市町村と連携した取組がなされていること。 エ 補助事業の実施のための環境が整っていること。 オ 補助事業の実施後継続的な取組が行われることが認められること。

別表第 2

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分	補助事業者	実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額
NPO等支援事業	・NPO等 (活動範囲が 2市町村以上であること)	同左	●NPO等が実施する移住及び交流を促進するためのソフト事業に要する経費	定額	1団体当たり 50万円
			●移住促進を行う全県的なNPO等のネットワーク組織（高知家移住促進プロジェクト）が実施する移住及び定住を促進するためのソフト事業に要する経費		1団体当たり 200万円

（注1）NPO等とは、次に掲げる要件の全てに該当している団体をいう。

- （1）県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。
- （2）宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。

別表第3（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。